

再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱を制定しました！

—2019年(令和元年)6月1日～施行—



5,000㎡以上の土地に太陽光発電設備等を設置する場合には、地元住民(行政区)等への説明会(周知)実施後に、市への事前の届出が必要となります。

1. 要綱制定の目的

この要綱は、国東市内における再生可能エネルギー発電設備の設置を適切に誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和の確保、設置区域及びその周辺地域における災害の防止並びに関係者と調和を図りトラブル等を防止することを目的としています。

※適正な手続き等のご協力をお願いいたします。

2. 対象となる事業

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条第3項に規定する設備設置に関わる事業で、国東市内に設置されるもの、且つ設置区域の土地の合計面積が5,000㎡以上であるもの(既に施工済みのもの、施工中のものとの一体的に行う場合でその合計面積が5,000㎡以上となるものを含む。)となります。ただし、建築物等の屋根や屋上に設置するものを除きます。

3. 設置事業者の責務

- ①設置事業者は、届出を行う前に設置事業の施工内容等について、地元住民(行政区)等に対する説明会を開催し、地域の理解を得るようお願いします。
- ②設置事業者は、設置事業に着手する30日前までに担当課へ届出ください。
- ③設置事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害を防止し、地元住民(行政区)等と良好な関係を保つようお願いします。
- ④設置事業の実施に伴い、事故等が発生したとき、または地元住民(行政区)等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止の措置を講じて下さい。

4. お問い合わせ

詳細については、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先:国東市役所 政策企画課 政策係

TEL 0978-72-5161(直通)